

(設置)

第 1 条 江南市水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、江南市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 江南市水道事業及び下水道事業の経営及び計画全般に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) 市長からの諮問に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、1 0 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(江南市水道事業経営審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 江南市水道事業経営審議会条例（平成29年条例第16号）

(2) 江南市下水道事業経営審議会条例（令和2年条例第26号）